

議 案 参 考 資 料

令和 8 年 3 月 定例会

(目 次)

○大村市新体育・文化施設整備基金の概要（第 8 号議案関係）	（ 1 ）
○大村市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の概要（第 9 号議案関係）	（ 2 ）
○市長の専決処分事項に関する条例（新旧対照表）（第 1 条関係）（第 1 0 号議案関係）	（ 3 ）
○大村市水道事業、工業用水道事業、下水道事業及び農業集落排水事業の設置等に関する条例（新旧対照表）（第 2 条関係）（第 1 0 号議案関係）	（ 4 ）
○大村市病院事業の設置等に関する条例（新旧対照表）（第 3 条関係）（第 1 0 号議案関係）	（ 5 ）
○大村市モーターボート競走事業の設置等に関する条例（新旧対照表）（第 4 条関係）（第 1 0 号議案関係）	（ 6 ）
○大村市特別職報酬等審議会条例（新旧対照表）（第 1 1 号議案関係）	（ 7 ）
○大村市行政手続条例の改正概要（第 1 2 号議案関係）	（ 8 ）
○大村市行政手続条例（新旧対照表）（第 1 2 号議案関係）	（ 9 ）
○大村市情報公開条例（新旧対照表）（第 1 3 号議案関係）	（ 1 1 ）
○大村市財政調整基金等の設置、管理及び処分に関する条例（新旧対照表）（第 1 4 号議案関係）	（ 1 3 ）
○大村市国民健康保険条例の改正概要（第 1 5 号議案関係）	（ 1 4 ）
○大村市国民健康保険条例（新旧対照表）（第 1 5 号議案関係）	（ 1 5 ）
○大村市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（新旧対照表）（第 1 6 号議案関係）	（ 1 8 ）
○大村市火入れに関する条例の改正概要（第 1 7 号議案関係）	（ 2 1 ）
○大村市火入れに関する条例（新旧対照表）（第 1 7 号議案関係）	（ 2 2 ）
○大村市特別会計条例（新旧対照表）（第 1 8 号議案関係）	（ 2 3 ）
○土地の位置図（第 2 0 号議案関係）	（ 2 4 ）
○大村市総合運動公園位置図（第 2 1 号議案関係）	（ 2 5 ）

○大村市総合運動公園多目的広場平面図（第21号議案関係）	（26）
○入札結果（大村市総合運動公園多目的広場人工芝敷設工事（その2））（第21号議案関係）	（27）
○工事請負契約の変更について（報告第1号関係）	（28）
○公用車の交通事故について（報告第2号関係）	（29）
○工事請負契約の変更について（報告第3号関係）	（31）
○市営住宅の家賃の支払に係る訴えの提起について（報告第4号関係）	（32）
○広域農道上の自動車破損事故について（報告第5号関係）	（33）

大村市新体育・文化施設整備基金の概要（第8号議案関係）

1 設置の目的

今後建設を予定している新たな体育・文化施設の整備に要する経費の財源を安定的に確保するため、基金を設置する。

2 基金の管理及び運用について

予算の定める範囲で積み立て、新たな体育・文化施設の整備の財源に充てる場合に限り、取り崩すこととする。また、基金の運用から生じる収益は、当該基金に繰り入れる。

3 条例の内容

基金の積立て、管理、運用益金の処理等について定める。

4 条例の施行期日

公布の日

<新体育・文化施設の建設概要>

市民からの体育・文化施設に係る請願や要望を踏まえ、新たな体育館、武道館及び文化施設の建設に向けて検討を進めている。

令和7年5月の議会全員協議会において、計画地を現庁舎周辺として公表した。

財源の検討に当たり、国の交付金の活用を予定しているが、活用した場合でも一時的に多大な財政負担が生じることが想定されるため、事前に基金を創設する。

(参考) スケジュール (予定)

令和7・8年度 調査（交通状況調査、配置計画検討等）

令和9年度 基本構想

令和10年度 基本計画

令和11・12年度 設計（基本設計及び実施設計）

令和13年度以降 工事着手

※現庁舎の解体は、令和11・12年度に予定している。

大村市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の概要（第9号議案関係）

1 制定の理由

子ども・子育て支援法の改正に伴い、乳児等のための支援給付制度が創設された。

「乳児等通園支援事業者」が、給付対象となる「特定乳児等通園支援事業者」として給付を受けるためには、

①乳児等通園支援事業者として市の認可を受けること。

②認可を受けた乳児等通園支援事業者は、市から給付を受ける施設・事業として適格かどうか「確認」を受けること。

が必要である。市がこの「確認」を行うための基準として、特定乳児等通園支援事業の運営について、国の定める基準に基づき、市の条例で定めることとされたため、本条例を制定する。

2 条例に定める基準のうち主なもの

(1) 利用定員（第3条関係）

特定乳児等通園支援事業所ごとに1時間当たりの利用定員を定め、利用する時間数、事業所が開所する日数及び時間その他の事情を考慮して、1か月当たりの利用定員をそれぞれ定めなければならない。

(2) 運営に関する基準（第4条から第32条までの規定関係）

ア 面談の実施（第4条関係）

特定乳児等通園支援の利用の開始に際して、あらかじめ、利用申込者に対し、運営規程の概要、職員の勤務体制、利用者負担その他の重要事項を記した文書を交付して面談を行い、同意を得なければならない。

イ 正当な理由のない提供拒否の禁止（第5条関係）

利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

ウ 特定乳児等通園支援の取扱方針（第14条関係）

保育所における保育の内容について内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業の特性に留意して、子ども及びその保護者の心身の状況等に応じて、乳児等通園支援の提供を適切に行わなければならない。

エ 運営規程（第19条関係）

施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。

オ 勤務体制の確保（第20条関係）

子どもに対し、適切な特定乳児等通園支援を提供することができるよう、事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかななければならない。

3 施行期日

令和8年4月1日

市長の専決処分事項に関する条例（新旧対照表）（第1条関係）

改正後	改正前
<p>地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により市長において専決処分に行うことができる事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 1件30,000円以下の市の現金又は物品の亡失若しくは き損があつた場合において、地方自治法第243条の2の9第 1項の規定による市職員の損害賠償責任を免除すること。</p> <p>(3)～(8) 略</p>	<p>地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により市長において専決処分に行うことができる事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 1件30,000円以下の市の現金又は物品の亡失若しくは き損があつた場合において、地方自治法第243条の2の8第 1項の規定による市職員の損害賠償責任を免除すること。</p> <p>(3)～(8) 略</p>

大村市水道事業、工業用水道事業、下水道事業及び農業集落排水事業の設置等に関する条例（新旧対照表）（第2条関係）

<p>改正後</p> <p>(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第6条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の9第8項の規定により各事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならぬ場合は、当該賠償責任に係る賠償額が50,000円以上である場合とする。</p>	<p>改正前</p> <p>(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第6条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の8第8項の規定により各事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならぬ場合は、当該賠償責任に係る賠償額が50,000円以上である場合とする。</p>
---	---

大村市病院事業の設置等に関する条例（新旧対照表）（第3条関係）

<p>改正後</p> <p>(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第12条 法第34条において準用する地方自治法第243条の2の9第8項の規定により病院事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が50,000円以上である場合とする。</p>	<p>改正前</p> <p>(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第12条 法第34条において準用する地方自治法第243条の2の8第8項の規定により病院事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が50,000円以上である場合とする。</p>
---	---

大村市モーターボート競走事業の設置等に関する条例（新旧対照表）（第4条関係）

<p>改正後</p> <p>(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第10条 企業法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の9第8項の規定によりボートレース事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が50,000円以上である場合とする。</p>	<p>改正前</p> <p>(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第10条 企業法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の8第8項の規定によりボートレース事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が50,000円以上である場合とする。</p>
--	--

大村市特別職報酬等審議会条例（新旧対照表）

<p>改正後</p> <p>(委員)</p> <p>第3条 審議会は、委員10人以内をもって組織し、その委員は、 学識経験者、本市の区域内の公共的団体等の代表者その他住民の うちから市長が委嘱する。</p> <p>2・3 略</p>	<p>改正前</p> <p>(委員)</p> <p>第3条 審議会は、委員10人以内をもって組織し、その委員は、 本市の区域内の公共的団体等の代表者その他住民のうちから市長 が委嘱する。</p> <p>2・3 略</p>
--	--

大村市行政手続条例の改正概要（第12号議案関係）

1 改正の理由

行政手続法の改正を踏まえ、不利益処分における聴聞等の通知に係る公示送達の方法を見直すため、次のとおり改正するものである。

2 改正の内容

(1) 公示送達の方法の見直し

不利益処分における聴聞等の通知に係る公示送達の方法を以下のとおり見直す。

改正前	改正後
公示事項が記載された書面を市の事務所の掲示場に掲示する。	<ul style="list-style-type: none">・ 公示事項を規則で定める方法(※)により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く。・ 公示事項が記載された書面を市の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を市の事務所に設置した電子計算機の画面に表示する。

※市のウェブサイト等に表示することを想定

(2) 所要の条文整理

3 施行期日

令和8年5月21日

大村市行政手続条例（新旧対照表）

改正前	改正後
<p>(聴聞の通知の方式) 第15条 略 2 略 3 行政庁は、不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、その者の氏名、同項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示することによって行うことができる。この場合においては、掲示を始めた日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。</p> <p>(代理人) 第16条 前条第1項の通知を受けた者（同条第3項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。）は、代理人を選任することができる。 2～4 略</p>	<p>(聴聞の通知の方式) 第15条 略 2 略 3 行政庁は、不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、公示の方法によって行うことができる。</p> <p>4 前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第1項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨（以下この項において「公示事項」という。）を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものと行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。</p> <p>(代理人) 第16条 前条第1項の通知を受けた者（同条第4項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。）は、代理人を選任することができる。 2～4 略</p>

<p>改正後</p>	<p>(続行期日の指定) 第22条 略 2 略 3 第15条第3項及び第4項の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第3項及び第4項中「不利益処分の名宛人となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、同項中「とき」とあるのは「同一の当事者又は参加人」と、同項中「2回目以降の通知にあつては、当該措置を開始した日の翌日」と読み替えるものとする。</p>
<p>改正前</p>	<p>(続行期日の指定) 第22条 略 2 略 3 第15条第3項の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第3項中「不利益処分の名宛人となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、「掲示を始めた日から2週間を経過したとき」とあるのは「掲示を始めた日から2週間を経過したとき(同一の当事者又は参加人に対する2回目以降の通知にあつては、掲示を始めた日の翌日)」と読み替えるものとする。</p> <p>(聴聞に関する手続の準用) 第29条 第15条第3項及び第16条の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第15条第3項中「第1項」とあるのは「第28条」と、「同項第3号及び第4号」とあるのは「同条第3号」と、第16条第1項中「前条第1項」とあるのは「第28条」と、「同条第3項後段」とあるのは「第29条において準用する第15条第4項後段」と読み替えるものとする。</p>

大村市情報公開条例（新旧対照表）

改正後	改正前
<p>(適正な請求及び使用)</p> <p>第4条 この条例の定めるところにより公文書の公開を請求しようとするものは、その権利を濫用することなく、この条例の目的に即し、適正な請求に努めるとともに、公文書の公開を受けたときは、これによって得た情報を使用しなければならぬ。</p> <p>(公文書の公開を請求できるもの)</p> <p>第5条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、公文書の公開を請求することができる。</p> <p>(公開請求の方法)</p> <p>第6条 公文書の公開を請求しようとするものは、実施機関に対し、次に掲げる事項を記載した請求書を提出しなければならない。</p> <p>い。</p> <p>(1) 略</p>	<p>(適正な請求及び使用)</p> <p>第4条 この条例の定めるところにより公文書の公開を請求しようとするものは、この条例の目的に即し、適正な請求に努めるとともに、公文書の公開を受けたときは、これによって得た情報を使用しなければならぬ。</p> <p>(公文書の公開を請求できるもの)</p> <p>第5条 次に掲げるものは、実施機関に対し、公文書の公開を請求することができる。</p> <p>(1) 市の区域内に住所を有する者</p> <p>(2) 市の区域内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体</p> <p>(3) 市の区域内に存する事務所又は事業所に勤務する者</p> <p>(4) 市の区域内に存する学校に在学する者</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が保有している公文書の公開を必要とする理由を明示して請求する個人及び法人その他の団体</p> <p>(公開請求の方法)</p> <p>第6条 公文書の公開を請求しようとするものは、実施機関に対して、次に掲げる事項を記載した請求書を提出しなければならない。</p> <p>い。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 次に掲げるものの区分に応じ、それぞれ次に掲げる事項</p> <p>ア 前条第2号に掲げるもの そのものの有する事務所又は事業所の名称及び所在地</p> <p>イ 前条第3号に掲げる者 その者の勤務する事務所又は事業</p>

改正後	改正前
<p>(2) 略</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定める事項</p> <p>2 略</p>	<p>業所の名称及び所在地</p> <p>ウ 前条第4号に掲げる者 その者の在学する学校の名称及び所在地</p> <p>エ 前条第5号に掲げるもの 実施機関が保有している公文書の公開を必要とする理由</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める事項</p> <p>2 略</p>

大村市財政調整基金等の設置、管理及び処分に関する条例（新旧対照表）

改正後	改正前								
<p>(設置) 第1条 本市財政の健全なる運営を図るため、次の基金を設置する。</p> <table border="1" data-bbox="518 107 742 728"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>目的</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>モーターボート競走事業収益基金</td> <td>1 公共施設、インフラ施設及びデジタルインフラの整備及び解体、デジタルインフラの保全並びに土地の取得等（次項において「公共施設等の整備等」という。）のための財源に充てるため 2 市債のうち公共施設等の整備等のために発行したものの償還の財源に充てるため</td> </tr> </tbody> </table> <p>(積立て) 第2条 略</p> <p>2 基金の運用から生ずる収益（モーターボート競走事業収益基金の運用から生ずる収益で、市長が必要と認める事業に要する経費に相当するものを除く。）は、毎年度一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に繰り入れられるものとする。</p>	名称	目的	モーターボート競走事業収益基金	1 公共施設、インフラ施設及びデジタルインフラの整備及び解体、デジタルインフラの保全並びに土地の取得等（次項において「公共施設等の整備等」という。）のための財源に充てるため 2 市債のうち公共施設等の整備等のために発行したものの償還の財源に充てるため	<p>(設置) 第1条 本市財政の健全なる運営を図るため、次の基金を設置する。</p> <table border="1" data-bbox="518 1086 742 1758"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>目的</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>モーターボート競走事業収益基金</td> <td>1 公共施設等の整備のための財源に充てるため 2 市債のうち公共施設等の整備のために発行したものの償還の財源に充てるため</td> </tr> </tbody> </table> <p>(積立て) 第2条 略</p> <p>2 基金の運用から生ずる収益は、毎年度一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に繰り入れられるものとする。</p>	名称	目的	モーターボート競走事業収益基金	1 公共施設等の整備のための財源に充てるため 2 市債のうち公共施設等の整備のために発行したものの償還の財源に充てるため
名称	目的								
モーターボート競走事業収益基金	1 公共施設、インフラ施設及びデジタルインフラの整備及び解体、デジタルインフラの保全並びに土地の取得等（次項において「公共施設等の整備等」という。）のための財源に充てるため 2 市債のうち公共施設等の整備等のために発行したものの償還の財源に充てるため								
名称	目的								
モーターボート競走事業収益基金	1 公共施設等の整備のための財源に充てるため 2 市債のうち公共施設等の整備のために発行したものの償還の財源に充てるため								

大村市国民健康保険条例の改正概要（第15号議案関係）

1 改正の理由

国民健康保険事業制度の持続可能で安定的な運営を行うことを目的として、国民健康保険税の税率等を改定するものである。

2 改正の内容

(1) 国民健康保険税の税率等を以下のとおり改定する。（第13条、第13条の3及び第13条の5関係）

		改正前	改正後	改正前後増減	(参考) 令和8年度 標準保険料率
基礎課税額 (医療分)	税率	8.6%	8.9%	+0.30%	9.19%
	均等割	23,000円	27,040円	+4,040円	31,067円
	平等割	22,000円	21,250円	▲750円	20,489円
	(特定世帯)	(11,000円)	(10,625円)	(▲375円)	-
	(特定継続世帯)	(16,500円)	(15,937円)	(▲563円)	-
後期高齢者 支援金等課税額 (後期分)	税率	3.0%	3.23%	+0.23%	3.46%
	均等割	9,800円	10,770円	+970円	11,727円
	平等割	10,000円	8,870円	▲1,130円	7,734円
	(特定世帯)	(5,000円)	(4,435円)	(▲565円)	-
	(特定継続世帯)	(7,500円)	(6,652円)	(▲848円)	-
介護納付金課税額 (介護分)	税率	2.2%	2.47%	+0.27%	2.74%
	均等割	8,500円	9,940円	+1,440円	11,374円
	平等割	6,000円	6,000円	-	5,925円

※ 特定世帯：国民健康保険から後期高齢者医療制度へ移行し、同じ世帯内で国民健康保険の被保険者が1人だけとなった世帯をいう。軽減対象期間は5年（介護分は軽減対象外）

※ 特定継続世帯：特定世帯の軽減対象期間（5年）を経過した後においても、同様の世帯状況である世帯をいう。軽減対象期間は3年（介護分は軽減対象外）

(2) 未就学児の被保険者均等割額を以下のとおり改定する。（第25条関係）

		改正前	改正後	改正前後増減
基礎課税額 (医療分)	7割軽減	3,450円	4,056円	606円
	5割軽減	5,750円	6,760円	1,010円
	2割軽減	9,200円	10,816円	1,616円
	軽減なし	11,500円	13,520円	2,020円
後期高齢者 支援金等課税額 (後期分)	7割軽減	1,470円	1,616円	146円
	5割軽減	2,450円	2,693円	243円
	2割軽減	3,920円	4,308円	388円
	軽減なし	4,900円	5,385円	485円

3 施行期日

令和8年4月1日

大村市国民健康保険条例（新旧対照表）

改正後	改正前
<p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の税率等) 第13条 前条第1項の税率並びに第11条第2項の被保険者均等割額及び世帯別平等割額は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 税率 100分の8.9</p> <p>(2) 被保険者均等割額 被保険者1人につき27,040円</p> <p>(3) 世帯別平等割額 1世帯について21,250円。ただし、特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて、同日の属する月（以下この号において「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定世帯」という。）については10,625円とし、特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて、特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定継続世帯」という。）については15,937円とする。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の税率等) 第13条の3 前条の税率並びに第11条第3項の被保険者均等割額及び世帯別平等割額は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 税率 100分の3.23</p> <p>(2) 被保険者均等割額 被保険者1人につき10,770円</p> <p>(3) 世帯別平等割額 1世帯について8,870円。ただし、特定世帯については4,435円とし、特定継続世帯については6,652円とする。</p>	<p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の税率等) 第13条 前条第1項の税率並びに第11条第2項の被保険者均等割額及び世帯別平等割額は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 税率 100分の8.6</p> <p>(2) 被保険者均等割額 被保険者1人につき23,000円</p> <p>(3) 世帯別平等割額 1世帯について22,000円。ただし、特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて、同日の属する月（以下この号において「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定世帯」という。）については11,000円とし、特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて、特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定継続世帯」という。）については16,500円とする。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の税率等) 第13条の3 前条の税率並びに第11条第3項の被保険者均等割額及び世帯別平等割額は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 税率 100分の3</p> <p>(2) 被保険者均等割額 被保険者1人につき9,800円</p> <p>(3) 世帯別平等割額 1世帯について10,000円。ただし、特定世帯については5,000円とし、特定継続世帯については7,500円とする。</p>
<p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の税率等) 第13条 前条第1項の税率並びに第11条第2項の被保険者均等割額及び世帯別平等割額は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 税率 100分の8.9</p> <p>(2) 被保険者均等割額 被保険者1人につき27,040円</p> <p>(3) 世帯別平等割額 1世帯について21,250円。ただし、特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて、同日の属する月（以下この号において「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定世帯」という。）については10,625円とし、特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて、特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定継続世帯」という。）については15,937円とする。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の税率等) 第13条の3 前条の税率並びに第11条第3項の被保険者均等割額及び世帯別平等割額は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 税率 100分の3.23</p> <p>(2) 被保険者均等割額 被保険者1人につき10,770円</p> <p>(3) 世帯別平等割額 1世帯について8,870円。ただし、特定世帯については4,435円とし、特定継続世帯については6,652円とする。</p>	<p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の税率等) 第13条 前条第1項の税率並びに第11条第2項の被保険者均等割額及び世帯別平等割額は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 税率 100分の8.6</p> <p>(2) 被保険者均等割額 被保険者1人につき23,000円</p> <p>(3) 世帯別平等割額 1世帯について22,000円。ただし、特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて、同日の属する月（以下この号において「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定世帯」という。）については11,000円とし、特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて、特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定継続世帯」という。）については16,500円とする。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の税率等) 第13条の3 前条の税率並びに第11条第3項の被保険者均等割額及び世帯別平等割額は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 税率 100分の3</p> <p>(2) 被保険者均等割額 被保険者1人につき9,800円</p> <p>(3) 世帯別平等割額 1世帯について10,000円。ただし、特定世帯については5,000円とし、特定継続世帯については7,500円とする。</p>

改正後	改正前
<p>(介護納付金課税被保険者に係る税率等) 第13条の5 前条の税率並びに第11条第4項の被保険者均等割額及び世帯別平等割額は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 税率 100分の2.47</p> <p>(2) 被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者1人につき 940円</p> <p>(3) 略</p> <p>(保険税の減額)</p> <p>第25条 略</p> <p>2 保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額(当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額(前項に規定する金額を減額するものとした場合)にあつては、その減額後の被保険者均等割額)に限る。)は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得たる額とする。</p> <p>(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額</p> <p>ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 4,056円</p> <p>イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 6,760円</p> <p>ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 10,816円</p> <p>エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 13,520円</p> <p>(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額</p>	<p>(介護納付金課税被保険者に係る税率等) 第13条の5 前条の税率並びに第11条第4項の被保険者均等割額及び世帯別平等割額は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 税率 100分の2.2</p> <p>(2) 被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者1人につき 8,500円</p> <p>(3) 略</p> <p>(保険税の減額)</p> <p>第25条 略</p> <p>2 保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額(当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額(前項に規定する金額を減額するものとした場合)にあつては、その減額後の被保険者均等割額)に限る。)は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得たる額とする。</p> <p>(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額</p> <p>ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 3,450円</p> <p>イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 5,750円</p> <p>ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 9,200円</p> <p>エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 11,500円</p> <p>(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額</p>

改正後	改正前
<p>ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 1, 6 1 6 円</p> <p>イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 2, 6 9 3 円</p> <p>ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 4, 3 0 8 円</p> <p>エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 5, 3 8 5 円</p> <p>3 略</p>	<p>ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 1, 4 7 0 円</p> <p>イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 2, 4 5 0 円</p> <p>ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 3, 9 2 0 円</p> <p>エ アからウままでに掲げる世帯以外の世帯 4, 9 0 0 円</p> <p>3 略</p>

大田市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（新旧対照表）

改正後	改正前
<p>(乳児等通園支援事業所の職員の一般的要件)</p> <p>第9条 乳児等通園支援事業所の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性及び倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であつて、できる限り児童福祉事業の理論及び実践について訓練を受けたものでなければならぬ。</p> <p>(乳児等通園支援事業所の職員の知識及び技能の向上等)</p> <p>第10条 乳児等通園支援事業所の職員は、常に自己研鑽に励み、法に定める事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>(虐待等の禁止)</p> <p>第13条 乳児等通園支援事業所の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p> <p>(乳児等通園支援事業所内部の規程)</p> <p>第16条 乳児等通園支援事業者は、次に掲げる乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 利用定員</p> <p>(7) 乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項その他の利用に当たつての留意事項</p> <p>(8)～(11) 略</p> <p>(秘密保持等)</p> <p>第18条 乳児等通園支援事業所の職員は、正当な理由がなく、そ</p>	<p>(乳児等通園支援事業者の職員の一般的条件)</p> <p>第9条 乳児等通園支援事業者の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性及び倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であつて、できる限り児童福祉事業の理論及び実践について訓練を受けたものでなければならぬ。</p> <p>(乳児等通園支援事業者の職員の知識及び技能の向上等)</p> <p>第10条 乳児等通園支援事業者の職員は、常に自己研鑽に励み、法に定める事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>(虐待等の防止)</p> <p>第13条 乳児等通園支援事業者の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p> <p>(乳児等通園支援事業所内部の規程)</p> <p>第16条 乳児等通園支援事業者は、次に掲げる乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 乳児及び幼児の区分ごとの利用定員</p> <p>(7) 乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項並びに利用に当たつての留意事項</p> <p>(8)～(11) 略</p> <p>(秘密保持等)</p> <p>第18条 乳児等通園支援事業者の職員は、正当な理由がなく、そ</p>

改正後	改正前
<p>の業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。</p> <p>2 略</p> <p>(乳児等通園支援事業の区分)</p> <p>第20条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所若しくは認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。))第2条第6項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。)又は家庭的保育事業等(法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等をいい、居宅訪問型保育事業を除く。以下同じ。)を行う事業所において、当該施設又は事業を利用する児童の数(以下この項において「利用児童数」という。)が当該施設又は事業に係る利用定員(子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第27条第1項又は第29条第1項の確認において定める利用定員をいう。)の総数に満たない場合であつて、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳児及び幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。</p> <p>(準用)</p> <p>第26条 第23条及び第24条の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する。</p> <p>(電磁的記録)</p> <p>第27条 乳児等通園支援事業者及びその職員は、作成その他のこれらに類するものうち、この条</p>	<p>の業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。</p> <p>2 略</p> <p>(乳児等通園支援事業の区分)</p> <p>第20条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所若しくは認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。))第2条第6項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。)又は家庭的保育事業等(法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等をいい、居宅訪問型保育事業を除く。以下同じ。)を行う事業所において、当該施設又は事業を利用する児童の数(以下この項において「利用児童数」という。)が当該施設又は事業に係る利用定員の総数に満たない場合であつて、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳児及び幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。</p> <p>(準用)</p> <p>第26条 第23条及び第24条の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する。</p> <p>(電磁的記録)</p> <p>第27条 乳児等通園支援事業者及びその職員は、記録、作成その他のこれらに類するものうち、この条</p>
<p>の業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。</p> <p>2 略</p> <p>(乳児等通園支援事業の区分)</p> <p>第20条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所若しくは認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。))第2条第6項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。)又は家庭的保育事業等(法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等をいい、居宅訪問型保育事業を除く。以下同じ。)を行う事業所において、当該施設又は事業を利用する児童の数(以下この項において「利用児童数」という。)が当該施設又は事業に係る利用定員の総数に満たない場合であつて、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳児及び幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。</p> <p>(準用)</p> <p>第26条 第23条及び第24条の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する。</p> <p>(電磁的記録)</p> <p>第27条 乳児等通園支援事業者及びその職員は、記録、作成その他のこれらに類するものうち、この条</p>	<p>の業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。</p> <p>2 略</p> <p>(乳児等通園支援事業の区分)</p> <p>第20条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所若しくは認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。))第2条第6項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。)又は家庭的保育事業等(法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等をいい、居宅訪問型保育事業を除く。以下同じ。)を行う事業所において、当該施設又は事業を利用する児童の数(以下この項において「利用児童数」という。)が当該施設又は事業に係る利用定員の総数に満たない場合であつて、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳児及び幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。</p> <p>(準用)</p> <p>第26条 第23条及び第24条の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する。</p> <p>(電磁的記録)</p> <p>第27条 乳児等通園支援事業者及びその職員は、記録、作成その他のこれらに類するものうち、この条</p>

大村市火入れに関する条例の改正概要（第17号議案関係）

1 改正の理由

令和7年2月に発生した岩手県大船渡市の林野火災を受け、国において林野火災を踏まえた消防防災対策のあり方に関する報告書がまとめられ、林野火災に関する注意報及び警報の的確な発令等によって林野火災の予防の実効性を高めることが必要とされた。

このことから、県央地域広域市町村圏組合で定める県央地域広域市町村圏組合火災予防条例の改正により、林野火災に関する注意報が新設されたことに伴い、火入れ（※）の中止に関する規定の見直し等を行うため、次のとおり条例を改正するものである。

※ 開墾準備、焼畑、害虫駆除等を目的に、立木竹、草その他の堆積物等を面的に焼却する行為をいう。森林又はその周囲1キロメートルの範囲内における火入れには市長の許可が必要となる。

2 改正の内容

火入れの中止の規定に林野火災に関する注意報が発令された場合を追加する。

火入れの中止	改正前	改正後
義務	<ul style="list-style-type: none">・強風注意報・乾燥注意報・火災警報・風勢等によって他に延焼するおそれがあると認められるとき	<ul style="list-style-type: none">・強風注意報・乾燥注意報・火災に関する警報・風勢等によって他に延焼するおそれがあると認められるとき
努力義務	なし	<新設> ・林野火災に関する注意報

3 施行期日

令和8年4月1日

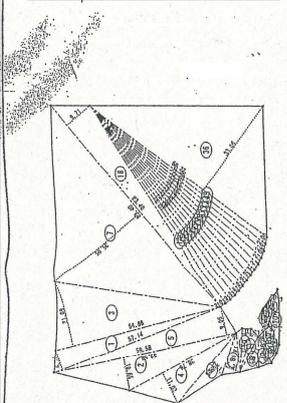
大村市火入れに関する条例（新旧対照表）

改正後	改正前
<p>(火入れの中止) 第14条 火入者及び火入責任者は、火入れの許可の期間中であつても、強風注意報若しくは乾燥注意報が発表され、又は火災に関する警報が発令された場合には、火入れを行ってはならない。</p> <p>2 火入責任者は、火入れ中に風勢等によって他に延焼するおそれがあると認められる場合は強風注意報若しくは乾燥注意報が発表され、若しくは火災に関する警報が発令された場合には、速やかに消火しなければならない。</p> <p>3 火入者及び火入責任者は、火入れの許可の期間中であっても、林野火災に関する注意報が発令された場合には、火入れを行わないように努めなければならない。</p> <p>4 火入責任者は、火入れ中に林野火災に関する注意報が発令された場合には、速やかに消火するよう努めなければならない。</p>	<p>(火入れの中止) 第14条 火入者及び火入責任者は、火入れの許可の期間中であつても、強風注意報、乾燥注意報又は火災警報が発令された場合には、火入れを行ってはならない。</p> <p>2 火入責任者は、火入れ中に風勢等によって他に延焼するおそれがあると認められるときは又は強風注意報、乾燥注意報又は火災警報が発令されたときには、速やかに消火しなければならない。</p>

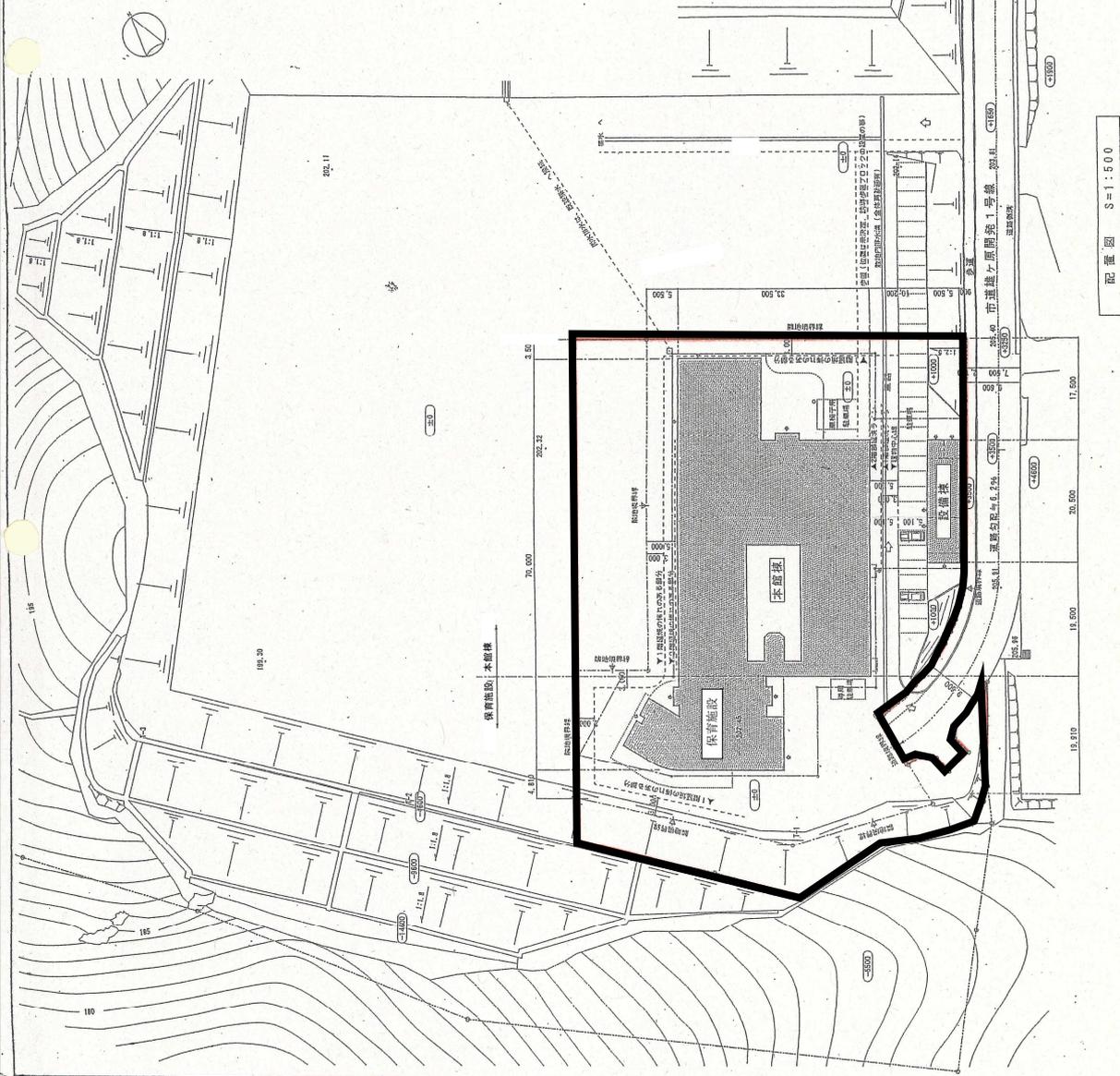
大村市特別会計条例（新旧対照表）

改正後	改正前										
<p>(設置) 第1条 本市が設置する特別会計は、法令の規定により設置するものを除くほか、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="502 1093 633 2022"> <thead> <tr> <th data-bbox="502 1512 544 2022">会計の区分</th> <th data-bbox="502 1093 544 1512">事業の種類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="544 1512 633 2022">鬼橋坂口線周辺整備事業特別会計</td> <td data-bbox="544 1093 633 1512">鬼橋坂口線周辺整備事業</td> </tr> </tbody> </table>	会計の区分	事業の種類	鬼橋坂口線周辺整備事業特別会計	鬼橋坂口線周辺整備事業	<p>(設置) 第1条 本市が設置する特別会計は、法令の規定により設置するものを除くほか、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="502 114 633 1043"> <thead> <tr> <th data-bbox="502 528 544 1043">会計の区分</th> <th data-bbox="502 114 544 528">事業の種類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="544 528 633 1043">工業団地整備事業特別会計</td> <td data-bbox="544 114 633 528">工業団地整備事業</td> </tr> <tr> <td data-bbox="633 528 743 1043">鬼橋坂口線周辺整備事業特別会計</td> <td data-bbox="633 114 743 528">鬼橋坂口線周辺整備事業</td> </tr> </tbody> </table>	会計の区分	事業の種類	工業団地整備事業特別会計	工業団地整備事業	鬼橋坂口線周辺整備事業特別会計	鬼橋坂口線周辺整備事業
会計の区分	事業の種類										
鬼橋坂口線周辺整備事業特別会計	鬼橋坂口線周辺整備事業										
会計の区分	事業の種類										
工業団地整備事業特別会計	工業団地整備事業										
鬼橋坂口線周辺整備事業特別会計	鬼橋坂口線周辺整備事業										

位置図

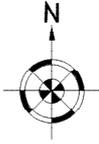


階数	幅	長さ	面積	体積	高さ	面積	体積
1	57.14	6.70	382.230	186.4000	16.65	624.510	317.2630
2	58.58	16.65	974.510	579.7680	16.65	1,617.412	817.4250
3	54.88	21.08	1,157.182	698.810	16.65	1,919.794	968.0000
4	38.70	11.03	427.140	267.8748	16.65	710.250	353.4450
5	58.58	9.08	532.060	324.8760	16.65	885.360	438.1800
6	25.08	5.11	128.360	78.3516	16.65	2,145.000	1,072.5000
7	25.08	5.11	128.360	78.3516	16.65	2,145.000	1,072.5000
8	12.65	5.31	67.185	40.7910	16.65	1,138.500	569.2500
9	12.65	4.64	58.690	35.4144	16.65	1,000.500	490.2500
10	14.10	2.82	39.560	24.1152	16.65	680.250	328.1250
11	14.10	2.82	39.560	24.1152	16.65	680.250	328.1250
12	5.78	2.87	16.580	10.1556	16.65	365.250	176.8125
13	5.52	2.85	15.720	9.8280	16.65	348.750	168.3750
14	76.01	2.58	196.110	121.6664	16.65	4,485.000	2,202.5000
15	76.01	2.58	196.110	121.6664	16.65	4,485.000	2,202.5000
16	35.88	2.89	103.792	64.2144	16.65	2,385.000	1,172.5000
17	7.09	4.18	29.432	18.3136	16.65	660.750	320.6250
18	83.40	6.71	558.610	349.9260	16.65	1,455.000	713.2500
19	75.88	2.89	219.282	137.5692	16.65	600.750	290.6250
20	17.48	3.18	55.296	34.2336	16.65	1,545.000	748.1250
21	5.18	1.22	6.320	3.9504	16.65	225.000	109.1250
22	7.42	1.55	11.500	7.1875	16.65	405.000	196.8750
23	8.18	1.15	9.405	5.8935	16.65	352.500	170.6250
24	75.45	2.04	153.918	96.0052	16.65	420.750	203.6250
25	10.13	0.86	8.718	5.4114	16.65	315.000	152.6250
26	12.18	0.63	7.682	4.7706	16.65	275.250	133.6250
27	75.13	2.21	167.035	104.1815	16.65	450.750	219.3750
28	74.49	2.18	162.372	101.4052	16.65	435.750	212.6250
29	74.49	2.18	162.372	101.4052	16.65	435.750	212.6250
30	74.49	2.18	162.372	101.4052	16.65	435.750	212.6250
31	74.49	2.18	162.372	101.4052	16.65	435.750	212.6250
32	72.85	2.11	153.715	96.0052	16.65	415.250	201.6250
33	72.85	2.11	153.715	96.0052	16.65	415.250	201.6250
34	71.20	2.04	145.248	90.5040	16.65	390.750	190.6250
35	70.29	2.00	140.580	87.3450	16.65	375.750	184.6250
36	69.22	2.00	138.440	85.6200	16.65	365.250	178.6250
合計			5,917.60	3,717.60			



配置図 S=1:500

位置図



至佐世保市

工事場所
(大村市総合運動公園多目的広場人工芝敷設工事(その2))

郡川

大村市総合運動公園
テニスコート

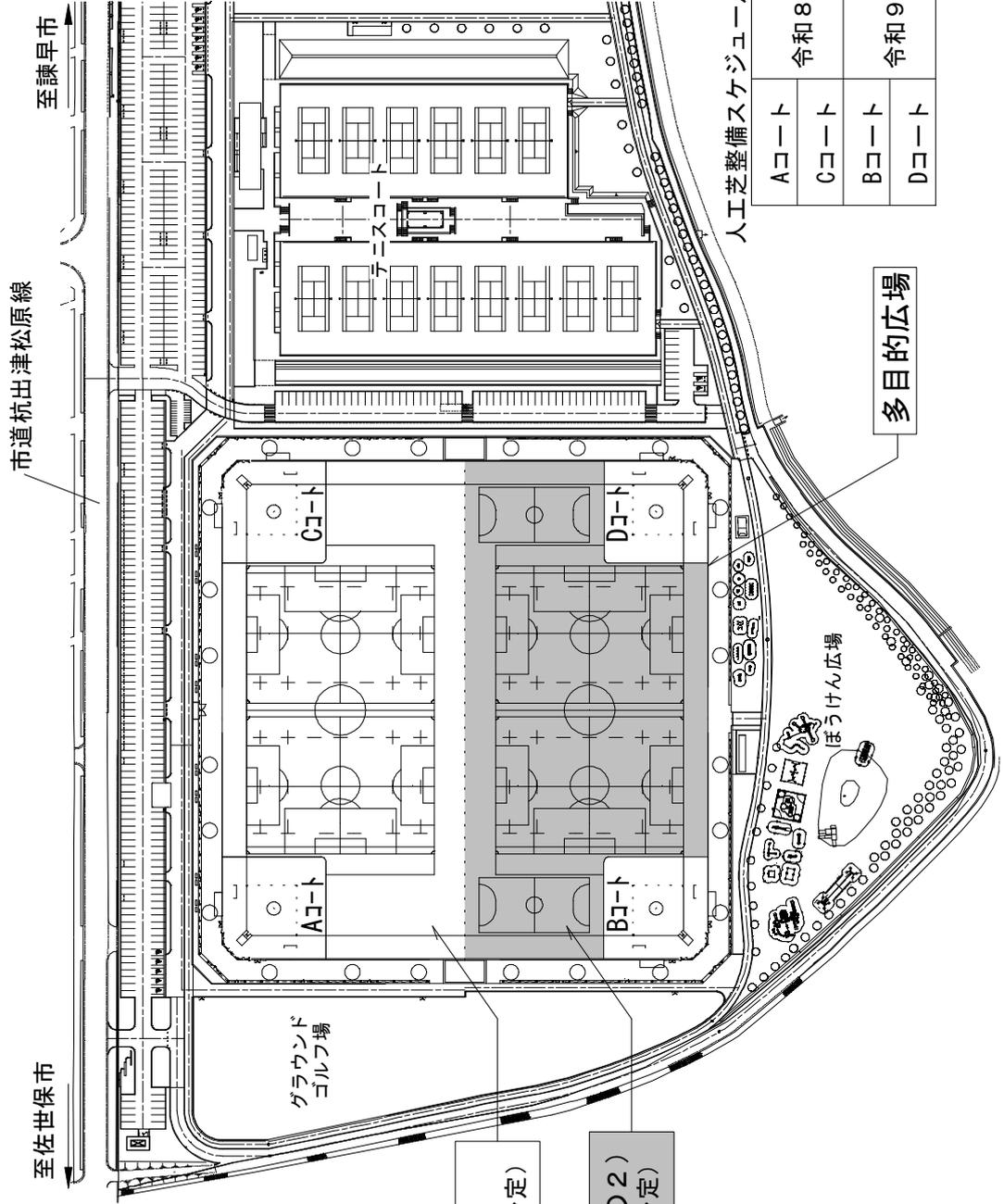
大村市立郡中学校

市道杭出津松原線

至諫早市

平面図

大村市総合運動公園



人工芝敷設工事
(令和8年3月供用開始予定)

人工芝敷設工事 (その2)
(令和9年1月供用開始予定)

Aコート	令和8年3月完成予定
Cコート	令和8年3月完成予定
Bコート	令和9年1月完成予定
Dコート	令和9年1月完成予定

入札結果

工 事 名	大村市総合運動公園多目的広場人工芝敷設工事（その2）					
開札日時	令和7年12月19日（金） 午前9時					
工事場所	大村市黒丸町					
設計額（税込み）	419,343,100円					
予定価格（税込み）	419,343,100円					
予定価格（税抜き）	381,221,000円					
最低制限価格（税抜き）	354,206,000円					
決定金額（税抜き）	370,000,000円					
No.	業者名	第1回金額（円）		第2回金額（円）		摘 要
1	平山組・森工務店特定建設 工事共同企業体	352,652,000	1			最低制限価格未滿
2	伸栄・山建特定建設工事共 同企業体	370,000,000	2			落札

上記決定金額に100分の10に相当する額を加算した金額が契約の申込みに係る金額である。

工事請負契約の変更について（報告第1号関係）

- 1 工 事 名 大村市立旭が丘小学校仮設校舎賃貸借
- 2 契約の相手方 福岡県福岡市博多区店屋町1番35号
日東工営株式会社 九州支店
執行役員支店長 錦邊 忠彦
- 3 主な変更理由 (1) 渡り廊下に手洗い場を設置し、及びその設置に伴い給水管を延長したため。
(2) 図工室に机、椅子及び書庫を設置したため。

4 経 過

	契約金額	変更金額	契約期間
当初契約 (令和6年12月19日議決)	502,975,000 円	—	令和6年12月19日から 令和9年12月31日まで
	↓		
今回変更契約	<u>509,330,800 円</u>	<u>6,355,800 円</u>	同上

公用車の交通事故について（報告第2号関係）

1 経緯

令和7年11月16日午前9時55分頃、本市消防団員の運転する公用車（消防ポンプ自動車）が広域農道多良岳西部線（大村レインボーロード）に接続する市道水計町1号線へ右折しようとした際、誤ってギアをバックに入れたことにより、当該公用車が後退し、後方に停止していた■■■■氏（以下「相手方」という。）所有の普通自動車のフロントバンパーに接触し、当該フロントバンパーに損傷を与えた。

2 事故の原因及び処理

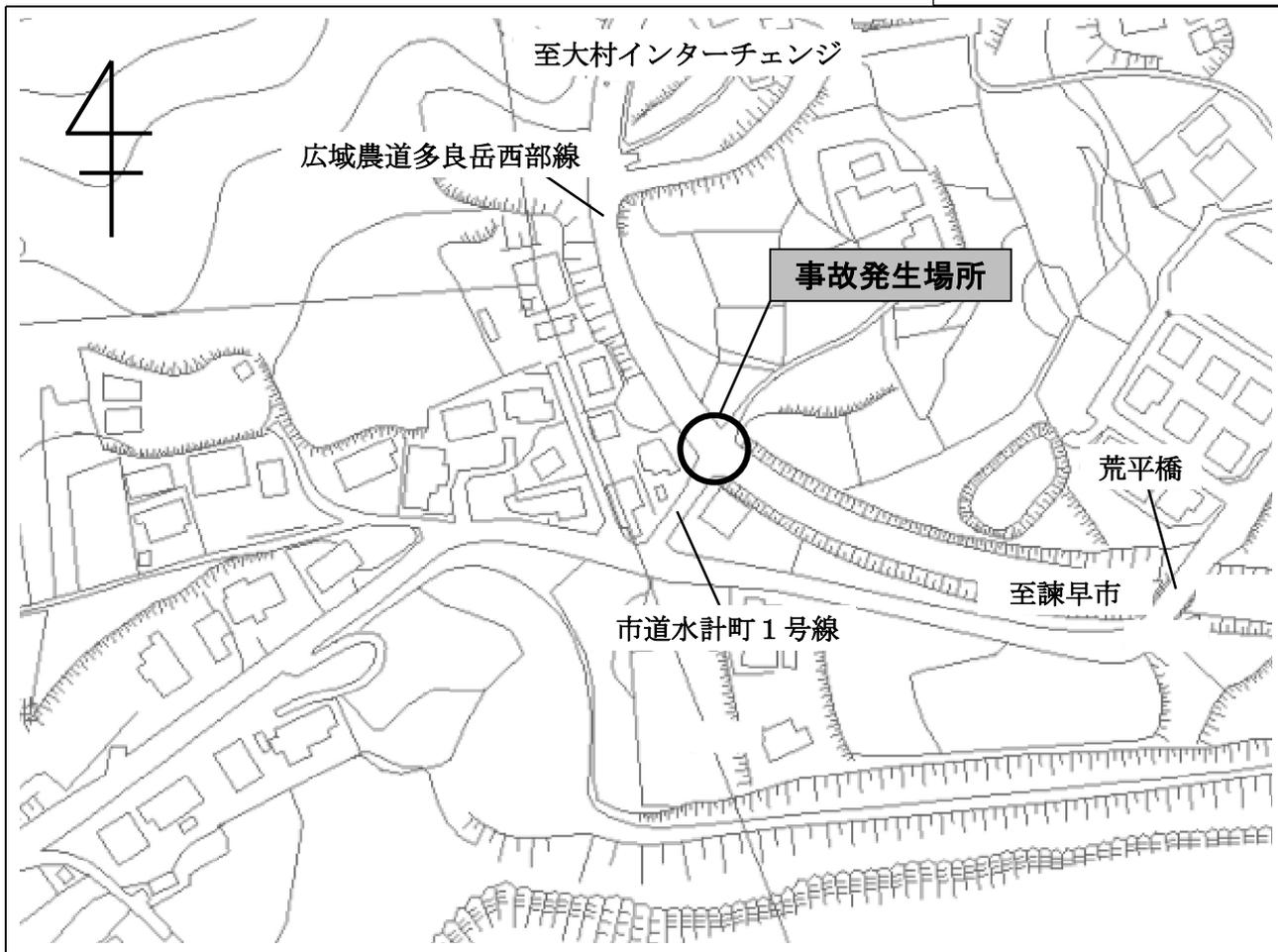
事故の原因は、右折する際にギアの操作を誤ったことによるものである。

事故発生後、相手方と事後措置について協議を行い、下記3のとおり示談した。

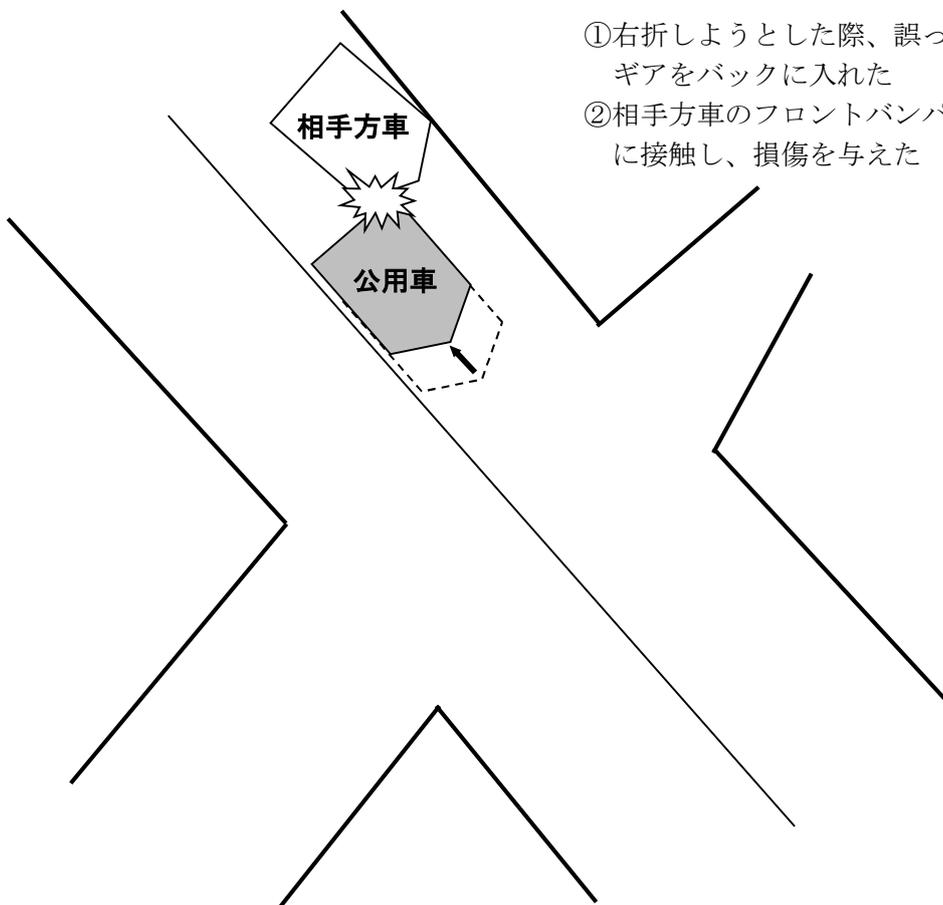
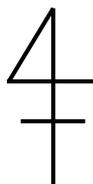
なお、当該消防団員には、今後は、発進時にギアの状況を十分に確認した上で安全運転に努めるよう厳重に注意した。

3 示談内容

大村市は、相手方に対し、修理費等の全額216,348円（全額保険対応）を損害賠償金として支払う。



詳細図



- ①右折しようとした際、誤ってギアをバックに入れた
- ②相手方車のフロントバンパーに接触し、損傷を与えた

工事請負契約の変更について（報告第3号関係）

- 1 工 事 名 大村市総合運動公園多目的広場人工芝敷設工事
- 2 契約の相手方 伸栄・平山特定建設工事共同企業体
 代表者 大村市荒瀬町1043番地
 伸栄建設株式会社
 代表取締役 友岡 奈々
- 3 主な変更理由 (1) 人工芝の敷設に伴い、競技の実施に必要な設備等を追加したため。
 (2) 公共工事設計労務単価の改定に伴う特例措置を適用し、労務費等を増額したため。

4 経 過

	契約金額	変更金額	工期
当初契約 (令和7年7月2日議決)	374,000,000円	—	令和7年7月3日から 令和8年3月13日まで
	↓		
今回変更契約	<u>379,442,800円</u>	5,442,800円	同上

市営住宅の家賃の支払に係る訴えの提起について（報告第4号関係）

[事案の概要]

- (1) 相手方は、滞納した家賃の納付に関し、本市から再三にわたる催告を受けたにもかかわらず、その一部を令和7年4月10日に納付した後、全く納付に応じなかった。
- (2) そこで本市は、令和7年12月1日、相手方に対し、家賃の支払いを求めて大村簡易裁判所に民事訴訟法第382条の規定に基づく支払督促の申立てを行った。
- (3) この支払督促に対し、相手方から、令和8年1月26日に、督促異議の申立てがあったため、民事訴訟法第395条の規定により、支払督促の申立ての時に市による訴えの提起があったものとみなされることとなった。
- (4) 相手方からの異議の内容は、「支払督促の内容を認めた上で、家賃の分割払いについて債権者(大村市)との話し合いを希望する」というものであったが、相手方の納付履行状況、収入の状況等を踏まえ、地方自治法及び市長の専決処分事項に関する条例に基づき、令和8年1月26日に、訴えの提起についての専決処分を行った。

◆参考：民事訴訟法

(支払督促の要件)

第382条 金銭その他の代替物又は有価証券の一定の数量の給付を目的とする請求については、裁判所書記官は、債権者の申立てにより、支払督促を発することができる。ただし、日本において公示送達によらないでこれを送達することができる場合に限る。

(督促異議の申立てによる訴訟への移行)

第395条 適法な督促異議の申立てがあったときは、督促異議に係る請求については、その目的の価額に従い、支払督促の申立ての時に、支払督促を発した裁判所書記官の所属する簡易裁判所又はその所在地を管轄する地方裁判所に訴えの提起があったものとみなす。この場合においては、督促手続の費用は、訴訟費用の一部とする。

広域農道上の自動車破損事故について（報告第5号関係）

1 経緯

令和7年5月30日午前5時頃、■■■■氏（以下「相手方」という。）所有の軽自動車が広域農道多良岳西部線（大村レインボーロード）を走行中、広域農道上の落石に気付かず乗り上げた際、フロントバンパー、ラジエーター等を破損した。

2 事故の原因及び処理

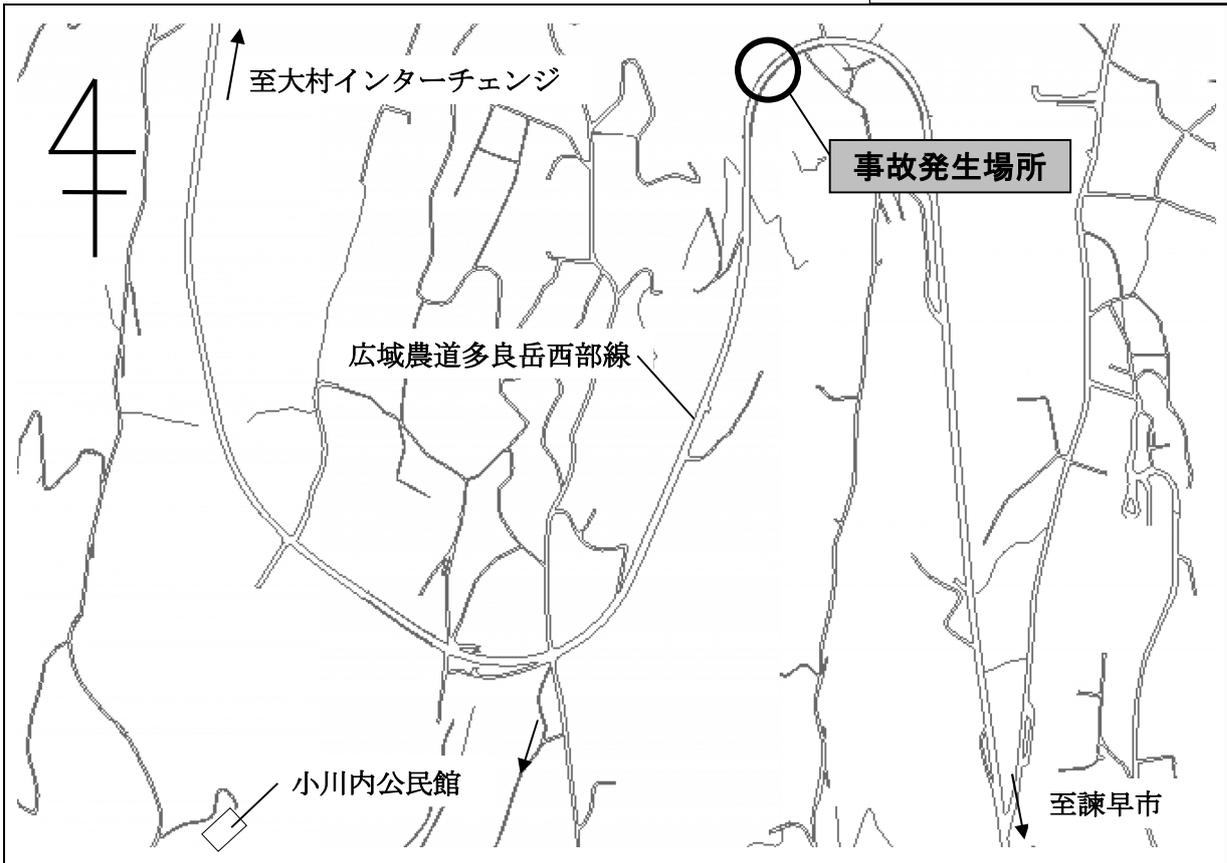
事故の原因は、本市による落石の発見が遅れたことによるものである。

事故発生後、相手方と事後措置について協議を行い、下記3のとおり示談した。

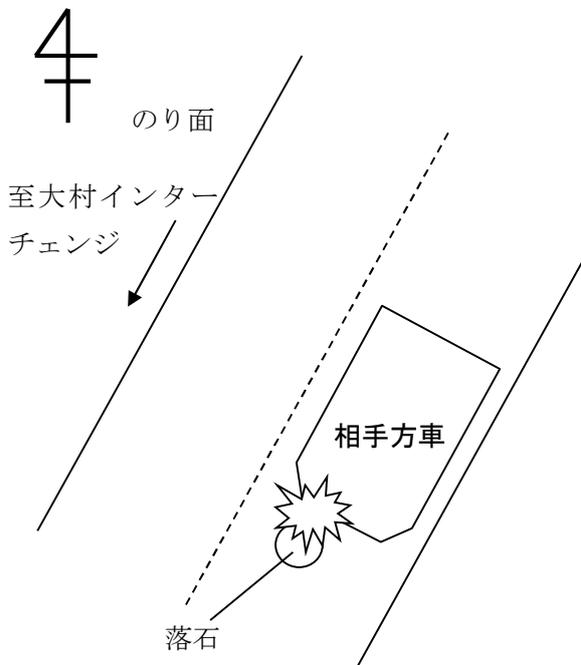
なお、事故現場付近の広域農道については、土砂等の清掃を実施するとともに、落石防護柵を設置した。

3 示談内容

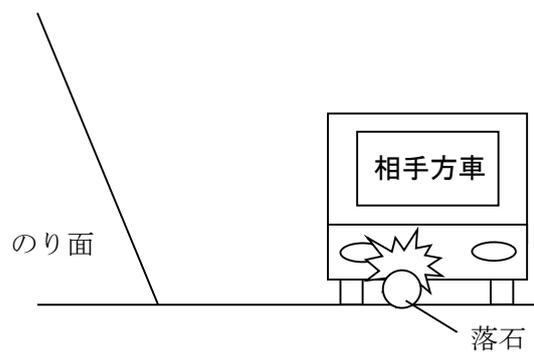
大村市は、相手方に対し、車両時価額の5割に相当する額70,000円（全額保険対応）を損害賠償金として支払う。



詳細図1 (平面図)



詳細図2 (前面図)



落石に気付かず乗り上げた際、フロントバンパー、ラジエーター等を破損